

◎戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

支給法の一部を改正する法律

(平成二十二年三月三十一日法律第一五号)

一、提案理由(平成二十二年三月二十八日・衆議院厚生労働委員会)

○舛添国務大臣 ただいま議題となりました戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

戦没者等の遺族であつて、平成十七年四月から平成二十一年三月までの間に、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいなくなったものに対し、弔慰の意を表するため、特別弔慰金を支給することとし、この法律案を提出した次第であります。

改正の内容は、特別弔慰金として額面二十四万円、六年償還の国債を支給するものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二十二年三月二十七日)

○田村憲久君 ただいま議題となりました戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、戦没者等の遺族であつて、平成十七年四月から平成二十一年三月までの間に、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいなくなったものに対し、弔慰の意を表するため、特別弔慰金として額面二十四万円、六年償還の国債を支給するものであります。

本案は、去る三月十七日本委員会に付託され、翌十八日舛添厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十五日質疑を行った後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二十二年三月三十一日)

○辻泰弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律

厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成二十一年四月一日における戦没者等の遺族で、平成十七年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の受給権者がいなくなったものに対し、特別弔慰金として額面二十四万円、六年償還の国債を支給しようとするものであります。

委員会におきましては、特別弔慰金等に係る時効規定の見直しの必要性、特別弔慰金制度等の対象者の把握方法の改善と周知徹底の必要性、国債償還時期の繰上げ等による特別弔慰金の迅速な支給に向けての方策、特別弔慰金制度についての今後の方針、戦没者遺骨収集事業の推進方策、一般戦災者に対する援護の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。